

◇さいたま市公共施設予約システムリニューアル後の変更点の詳細について

1、施設区分について

スポーツ施設区分は「屋内スポーツ施設」、「屋外スポーツ施設」、「スポーツ施設（個人）」の3区分となります。

施設区分	登録区分	該当施設
屋内スポーツ施設	団体	大宮体育館、大宮武道館、与野体育館、浦和西体育館、浦和駒場体育館、サイデン化学アリーナ（記念総合体育館）、浦和駒場体育館、岩槻文化公園体育館、三橋総合公園体育室
屋外スポーツ施設	団体	上記以外の公園施設
スポーツ施設（個人）	個人	テニスコート

→各施設紹介ページは[こちら](http://www.city.saitama.jp/008/012/002/p034832.html)（リンク先 <http://www.city.saitama.jp/008/012/002/p034832.html>）

2、ペナルティについて

◇予約取り消し期日について

●屋外スポーツ施設・スポーツ施設（個人）

システムから予約を取り消すことができる期日は、利用日の前日の午後4時までです。

これを過ぎた場合、利用料を徴収します。

※ただし、浦和駒場体育館のテニスコートは除く。

●屋内スポーツ施設

システムから予約を取り消すことができる期日は、利用日の7日前までです。

これを過ぎた場合、取消時期によって、ペナルティがかかります。

◇ペナルティの内容について

屋内スポーツ施設のみ、「一定の期間において、抽選及び随時予約が出来なくなる」というペナルティが発生します。

●一定の期間について

以下の2パターン及び利用日によって、一定の期間は異なります。

	利用日 1日～15日	利用日 16日～末日
パターンA	翌月の1日～8日の間	翌々月の1日～8日の間
パターンB	翌月の1日～8日及び22日～末日の間	翌々月の1日～8日及び22日～末日の間

【パターンA】

取り消し時期が、利用日の6日前から当日の利用時間前までの、電話及び窓口での取り消し。

【パターンB】

当日、連絡がない場合。